令和８年（フ）第４０５６号
大阪府門真市栄町13番18号　大宝門真ＣＴスクエアⅠ302号
債務者　尾竹　　優
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　拓也
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０６９号
大阪府東大阪市神田町18番22―708号
債務者　玉城　仁徳
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大原　靖史
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２４０号
大阪府池田市神田３丁目11―１住宅型有料老人ホームえがおの家池田、住民票上の住所神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地の８　３番館1005号
債務者　宮岡　政壽（法定代理人成年後見人宮岡伸治）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑山　和幸
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３１８号
大阪府東大阪市水走２丁目16番45―1001号
債務者　齋藤　英子
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蜷川　敦之
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４２４号
大阪市住吉区山之内１丁目26番10号　マンション丸保　103号
債務者　網田　泰典
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河合　悠介
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第６３０６号
東京都練馬区上石神井４丁目８－２－302
債務者　齋藤　彩佳
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２３２号
東京都練馬区練馬３丁目19―２―203
債務者　松本　浩二
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２３４号
東京都東村山市多摩湖町１丁目33―１　多摩湖町一丁目第２アパート　３―106
債務者　ナシメント　カルドゾ　ジェニファー
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６２７０号
東京都豊島区千早１丁目14―20―203
債務者　田巻　誠志
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３０２号
東京都荒川区町屋５丁目７―25―203
債務者　張田　侑加
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３０４号
東京都品川区豊町１丁目４―15―308
債務者　篠田　　文
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３０８号
東京都中野区本町５丁目22―３―103
債務者　森田智枝莉
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１１号
東京都板橋区加賀１丁目10―14―414
債務者　内藤　昭浩
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１２号
東京都江戸川区東小松川２丁目６－６―301
債務者　三橋　　悟
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１６号
東京都台東区花川戸１丁目15―１―502
債務者　神谷　弥生
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３１８号
東京都大田区南六郷３丁目17―２―304
債務者　高橋　和彦
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６３９１号
東京都板橋区成増３丁目33―３―105
債務者　竹内　弘美（旧姓小井土）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部